

# 公益財団法人しまね農業振興公社受託事業実施規程

## 第1章 総則

### (受託事業の目的)

第1条 公益財団法人しまね農業振興公社（以下「公社」という。）は、畜産経営体の生産安定及び規模拡大のために飼料基盤及び農業用施設を整備する農業土木工事関係等の委託を受けて事業（以下「受託事業」という。）を行うものとする。

### (事業の対象地域)

第2条 公社が事業を行う地域は島根県の区域とする。

### (受託事業の実施にあたっての調整)

第3条 公社は受託事業の実施にあたっては、関係機関団体等と十分連絡調整をはかり当該事業を実施するものとする。

### (受託事業の実施計画)

第4条 公社は毎年度受託事業の実施計画を定めるものとする。

## 第2章 事業の受託

### (事業の種類)

第5条 公社が行う受託事業の種類は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 飼料畑等の農業生産基盤等の造成改良に関する事業
- (2) 農業用施設の新設改良に関する事業
- (3) 前各号に掲げる事業の調査、測量及び設計に関する事業

### (事業の申込み等)

第6条 公社は、次の各号のいずれかの者から事業を受託することができるものとする。

- (1) 地方公共団体
- (2) 農業者の組織する団体又はこれに準ずる団体
- (3) 農業者

2 公社が受託することが出来る規模等については、その都度委託者と協議して定めるものとする。

3 公社に事業を委託しようとするものは、別に定めるところにより申込みを行うものとする。

### (受託の決定)

第7条 公社は前条の規定により事業の申込みを受理したときは、事業計画及び現地の事情等を検討し、受託の可否を決定するものとする。

### (受託契約)

第8条 公社が事業を受託したときは、委託者と事業施行、受託料その他必要な事項について事業の委託契約を締結するものとする。

## 第3章 受託料等

(受託料の額)

第9条 第5条の受託事業に係る受託料の額は、別表に定める受託料率により算出するものとする。

ただし、別表に定める受託料率によることができないものについては、理事長がその都度別に定めるものとする。

(目的物の引渡)

第10条 公社は受託事業が完了したときは、委託者の確認を受け目的物の引渡を行うものとする。

ただし、引渡し前においても工事目的物の一部を委託者の中間確認を受け引渡しを行うことが出来る。

(受託料の徴収)

第11条 公社は前条の確認を受け目的物の引渡しを完了したのち、遅滞なく受託料を徴収するものとする。

ただし、公社は特別の事由があると認めるときは、委託者と協議して別に徴収期日を定めることができる。

2 公社は受託事業の施行に要する経費に当てるため、受託料の額の一部を前受金として徴収することができる。

3 公社は前項の前受金を徴収した場合には、前第1項の規定による受託料を徴収する際に精算するものとする。

#### 第4章 雑則

(施行上の附帯条件)

第12条 公社は受託事業を施行するにあたり、第3者の用地へ立入、物件の設置、障害の除去等に必要な措置を委託者に行わせることができる。

#### 附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

別表

受託事業に係る受託料率表

事業費区分	率	備考
50,000千円まで	7.0%	
50,000千円を越え 100,000千円まで	6.0%	
100,000千円を越え 300,000千円まで	5.0%	
300,000千円を越え るもの	4.0%	